

一 般 質 問

平成27年6月定例会

No.	質 問 者	質 問 事 項
1	12番 小清水 招男	環境基本計画の成果と今後の方向性は
2	3番 峯尾 進	(1) 人口減少に対する町の具体的な方策は (2) 空家の実態とその方策は
3	1番 加藤 久美	「子育て支援」における学校給食費の助成・無料化について
4	7番 尾尻 孝和	(1) 「戦争法案」への町長見解と意思表明を (2) 小児医療費助成制度の拡充を (3) 有害鳥獣への対策強化を
5	8番 戸村 裕司	(1) 竹パウダーで竹害解消の一助に (2) 安全を犠牲にしない比奈窪バイパス開通を

※通告内容については、町ホームページにも掲載しています。

<http://www.town.nakai.kanagawa.jp/>

議会事務局

TEL 81-3905

【問】 1 環境基本計画の成果と今後の方向性は	12番 小清水 招男
<p>町では平成20年度に環境に関する諸活動を一元化し、町全体の羅針盤として環境基本計画を策定され、「中井町から地球への思いやり」(地球に私ができること)をタイトルに掲げて推進されています。</p> <p>そこで町の環境基本計画の成果と今後の方向性につきまして次の質問をいたします。</p> <p>1、環境行政の推進にはPDC Aサイクルを実行し、継続的に改善するものです。庁内に設置されました推進担当者の仕組みは機能していますか。</p> <p>2、環境基本計画では、事業者・町民・行政の三者の連携と協働で取り組むとされています。環境月間等でイベントを開催し、成果を共有化する考えはありませんか。</p> <p>3、環境基本計画策定時には、想定されていなかった放射性物質による環境汚染という新たな町の取組が発生しています。環境基本計画にはどのような対応をお考えですか。</p> <p>4、自然エネルギーを活用したメガソーラー発電事業を新たに環境基本計画に盛り込む考えはありませんか。</p> <p>以上4点についてお尋ねします。</p>	
【町長答】	
<p>環境基本計画は、「中井町から地球への思いやり・地球に私ができること」を基本目標に、中井町の豊かな自然を保全し、後世に引き継いでいくために、さまざまな環境施策に取り組んでいくことを目的に策定し、昨年度には策定からの中間点である5年を迎え、それぞれの項目に対しあらためて進捗状況や、必要性について環境基本計画推進委員会及び環境審議会で協議をしたところであります。</p> <p>1点目の「PDC Aサイクルを実行するために庁内に設置された推進担当者の仕組みは機能しているのか」のご質問にお答えします。</p> <p>PDC Aサイクルに基づく、持続的に実行できる体制整備については、町民、事業者、行政で組織する中井町環境基本計画推進委員会及び中井町環境審議会が、環境基本計画に基づき挙げられた項目について、評価また各事業の点検・評価を行い、翌年度以降の環境施策へ反映するために方向性を示し、公表させていただいておりますので、その機能は果たしていると考えます。</p> <p>2点目の「事業者・町民・行政の連携と協働の取組みの中で、環境月間に併せた環境イベントの開催やその成果の共有化する考えは」のご質問にお答えします。</p> <p>環境基本法では、6月の一ヶ月間を「環境月間」とし国、地方公共団体等において、この趣旨にふさわしい各種の行事等を実施することとしております。</p> <p>環境への取り組みは、行政だけでなく、すべての事業において協働で取り組むものであり、本町においてはクリーンタウン運動のなかで、町内一斉清掃やクリーンウォーキングを実施するなどのほか、33事業所からなる環境を良くする会や清掃ボランティアを中心に美・緑なかいフェスティバルでの環境ブースを設置するなどの環境活動を実施しているところであります。6月の環境月間には、事業者・町民・行政の三者が一体となり人と生活環境の保全など環境に関する意識高揚を図るべく、環境啓発事業など新たな取組みとして計画していきたいと考えます。</p> <p>3点目の「環境基本計画で放射性物質による環境汚染対策への対応について」のご質問にお答えします。</p> <p>東日本大震災が起因となった東京電力福島第一原子力発電所の事故以来、神奈川県においては現在でも空間線量、農産物を含めた食品、森林副産物や土壌などの放射能検査が実施されており、本町においても、県と連携しながら安全対策を講じております。また、町民の放射能からの不安を取り除くために、事故後は公共公益施設など計55カ所の空間線量検査を実施し、人体に影響を及ぼすことのない国の定める基準値範囲内に収まってきたことから、現在では毎月1回、町域の1箇所空气中的放射能の検査を実施し、この結果を公表しております。</p> <p>議員おっしゃるとおり、放射性物質は持続性が強いことから放射能対策も生活環境の項目として取り上げる必要性は十分行政として認識をしておりますので、審議会等で改めて検討していきたいと考えますのでご理解を賜りたいと存じます。</p> <p>4点目の「自然エネルギーを活用したメガソーラー発電事業を新たに環境基本計画に盛り込む考えは」のご質問にお答えします。</p> <p>自然エネルギーは永続的に利用することができる優れたエネルギーであることから、町でも住宅用太陽光発電システムの設置など環境への負荷の少ないエネルギーの移行への取組みを環境基本計画に位置付けております。議員おっしゃるメガソーラー発電事業については、その重要性且つ必要性の高い施策であることは認識しておりますので、環境基本計画の次期見直しには国や県の動向を踏まえ環境基本計画推進委員会及び環境審議会で検討してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。</p>	

【問】 2 (1) 人口減少に対する町の具体的な方策は	3番 峯尾 進
<p>人口減少問題は、多くの自治体に共通する社会問題であり、本町も、平成22年以降、人口は1万人を割り、平成27年4月1日現在9,694名で、毎年減少傾向にあります。</p> <p>人口減少は、経済の低迷に繋がり、活気を失い、さらには、町が衰退してしまいます。</p> <p>このような、現象に歯止めをかけ、多くの人が、「住みたい」と思うようなまちづくりが必要と考えます。そこで次の3点について伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、新たな転入者の受け皿として、区画整理などによる住居区の整備を行う考えは。 2、町内企業の寮の設置や、在勤者に対する定住の促進の考えは。 3、町営住宅の整備の充実（バリアフリー等）や、増設の考えは。 	
<p>【町長答】</p>	
<p>日本の高齢化率は、平成19年に65歳以上の人口が21%を超え、世界でも類のない早さで超高齢社会に突入しました。また、総人口は平成22年から減少に転じたものの、65歳以上人口は平成54年まで増加していくと推計されています。</p> <p>そこで、国においては“人口減少克服と地方創生”という2つの大きな課題に政府一丸となって取り組むため、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、昨年12月、目指すべき将来の方向性を示す「長期ビジョン」と、今後5年間の目標や具体的な施策をまとめた「総合戦略」を策定しました。</p> <p>これを受けて、町では地方創生先行型交付金を活用した施策の推進や、町を目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示す“人口ビジョン”、さらには地方への新しい人の流れと安定した雇用の創出、若い世代の結婚・出産・子育ての希望が叶えられる町をつくるため、今後5年間に集中的、計画的に取り組む施策をまとめた“地方版総合戦略”の策定に向けて、企画課内に地域創生班を新たに設け、鋭意取り組んでいるところであります。</p>	
<p>1点目「新たな転入者の受け皿として、区画整理などによる住居区の整備を行う考えは。」の質問にお答えします。</p>	
<p>町では、住居系の市街化区域に線引きされた土地の良好な住環境を構築すべく、昭和49年に五所宮、久所地区6.3ヘクタールの区画整理事業に着手し、平成10年に竣工した「岩井戸地区区画整理事業」を含め、5個所の区画整理事業を行ってきました。区画整理によって、道路、公園、下水道などの都市施設が一体的に整備されることは、新たな街並みの形成や既成市街地の再整備が図られ、魅力ある「まちづくり」を構築する有効な手法の一つであると考えます。</p> <p>ご承知のとおり、土地区画整理の事業費は、道路や公園などの公共用地の確保をはじめとした整備に要する事業費を、地権者の土地を減歩によって生まれた保留地の売却益で事業計画を立てるのが原則となっておりますが、近年の土地評価の下落傾向は、事業資金の算定基礎となる減歩率を50%以上に押し上げる状況となっております。市街化区域を所有する地権者の中には、区画整理のお話を頂いた経緯はありますが、減歩率を含めた地権者の合意形成が、事業化への課題となっているのも現実なところです。そして、日本全体が人口減少に転じ本町においても人口の減少が始まっている状況を踏まえると、新たな住居系の市街地拡大は厳しい状況下にあるのも事実なところです。</p>	
<p>しかしながら、峯尾議員ご指摘のとおり、町の発展・活性化に向けて、新たな転入者の受け入れ体制の整備は、これからの「まちづくり」において重要かつ非常に大切であり、意義あることと認識しておりますので、町としてどのような施策の展開が可能か、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。</p>	
<p>2点目の「町内企業の寮の設置や、在勤者に対する定住の促進の考えは。」についてのご質問ですが、本町が、人口減少問題を克服するためには、移住・定住対策は非常に重要な施策であると認識しています。</p>	
<p>町内には、グリーンテックをはじめ数多く企業が立地し、平日昼間の滞在人口は、近隣市町と比べても非常に高い数値となっています。</p>	
<p>かつては、町内には従業員寮が多数存在しておりましたが、企業の経営方針の見直しやライフスタイルの変化、プライベート志向の高まりなどと相まって、現在では、大半の従業員寮が閉鎖となっています。</p>	
<p>現在、総合計画及び総合戦略の策定に向け、町内就業者に対するアンケート調査を実施しています。町内の就業者、事業所にも協力いただき、働きやすい環境とともに、移住・定住に対する意向、魅力的な町へと発展するためのアイデアなどを伺い、在勤者を含めた移住・定住対象者意見を踏まえた対策を検討してまいります。</p>	
<p>3点目の「町営住宅の整備の充実（バリアフリー等）や増設の考えは」についてですが、町では町営住宅の整備目的を、町内に住所又は勤務先を有し、住宅に困窮する低額所得者の方への居住環境確保を図る必要があることから、旧木造の住宅を昭和56年に1棟5戸に建て替えをしたものです。その後、入居されている方が安心して生活できるよう、手すりを設置するなど、施設の維持・改修に努めてまいりましたが、今後、高齢者世帯などに配慮した、床の段差解消などの整備をする必要もあると考えております。</p>	
<p>なお、町営住宅の増設につきましては、町では住宅困窮者への支援策として建設をいたしましたことから、現段階においては、建設は考えておりませんので、ご理解をいただきたいと存じます。</p>	

【問】 2(2) 空家の実態とその方策は	3番 峯尾 進
<p>高齢化や核家族化に伴い、居住世帯が長期にわたり不在で、適切に管理されていない空家が増えています。このような空家は、防災、衛生、景観等の観点から、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。国においても、平成27年2月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が一部施行、また、同年5月26日に完全施行されており、市町村においては、空家等対策計画を策定することが望ましいとされています。町民が安心・安全な生活がおくれるよう町としてもその対策を検討することが責務であると考えます。そこで次の2点について伺います。</p> <ol style="list-style-type: none">1、空家に対し、町ではその軒数と実態を把握しているのか。2、「空家等対策の推進に関する特別措置法」を鑑み、計画の作成、条例制定等の考えは。	
【町長答】	
<p>高齢化や核家族化など生活形態の変化に伴い、居住者がおらず、適切な管理がされぬまま、放置されている空き家の増加が全国的な問題となっています。</p> <p>平成25年の住宅・土地統計調査によると、総住宅数は6,063万戸に対し、空き家数は820万戸で、空き家率は13.5%と過去最高で、今後一層増加することが懸念されています。</p> <p>空き家については、近年、町内においても散見されますが、空き家軒数の実態把握はできておりませんので、まずは現地調査を行い、空き家の軒数や所有状況、危険度など実態を把握したのち、総合的な空き家対策を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>また、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく計画の作成及び条例制定につきましても、実態把握をしたうえで、計画作成、条例制定の必要性を見極めてから対応を検討してまいります。</p> <p>空き家対策については、私が掲げる政策の一つでもあります。</p> <p>今後、移住・定住先として我が中井町を選んでいただく施策を展開していくなかで、受入体制の一つとして空き家バンクの設置などが挙げられます。</p> <p>「空き家バンク・農地バンク」の設置により、若い農業就労希望者や空き家を活用した事業利用者などを募り、町のにぎわいや定住・交流につながる施策の検討を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。</p>	

【問】	3「子育て支援」における学校給食費の助成・無料化について	1番 加藤 久美
<p>「子育て支援」における学校給食費の助成・無料化について、平成27年度施政方針における重点施策のひとつである「子育て支援への取組み」には、「町では、保護者の負担軽減を図るため、新たに学校給食費の助成を実施する。」とあり、今年度から、一人につき月額小学生300円、中学生400円の助成となっています。杉山町長の公約から、「今後は、段階的に給食費の無料化を目指す。」とのことでありますが、学校給食法第11条には「設備や運営経費を除き、給食にかかる経費は学校給食を受ける児童、生徒の保護者が負担する。」とされています。このことは、国が経費の負担区分を示したものであり、無料化を禁止したものではありませんが、この法の意図には「親が働いて子どもを育てる」といった意味が含まれているのではないのでしょうか。</p> <p>給食費の無料化は、一旦実施すれば継続的な財政負担は、年間約4千万円にも及びます。現段階で行われている少額の助成についてもどのような効力があるのか。そこで、次の2点について質問します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、このような経済的支援は、将来町や支援を受けた子どもたちにとって本当に負担とはならないのか。 2、「子育て支援」の核は保護者への経済的支援か、子どもの育成支援なのか。 		
【町長答】		
<p>少子高齢化は留まることなく進行し、今後子育て支援の必要性がますます重要視されます。</p> <p>町では、安心して子どもを産み育てることのできるよう、子育てしやすいまちづくりの実現を目指し、子育て支援施策の推進と子育て環境の整備に努めてまいりました。今年度は町内の小中学校に通学する児童生徒の保護者に対して、学校給食費の一部を補助する取組を始めたところです。</p> <p>それでは、1点目の「このような経済的支援は、将来町や支援を受けた子供たちにとって本当に負担とはならないのか。」についてお答えします。</p> <p>小中学校の給食費補助金交付事業につきましては、子ども・子育て支援事業の一環として、次代を担う子どもの成長と子育て家庭の経済的負担の軽減を図る目的で始めた事業であり290万円余りの事業費を予算計上しております。今後は、財政状況を勘案しながら確実な財源確保に努め、段階的に補助金を増額するなどの検討も図ってまいりたいと考えています。しかし、議員ご指摘にもあるように、学校給食費の完全無償化を実施するためには、年間4千万円ほどの事業費を捻出する必要があります。</p> <p>学校給食費の無償化を推進するにあたっては、事業成果を検証し、適切な学校給食費の補助に努めるとともに、激変する経済状況にも柔軟に対応できるよう広く町民の理解の得られる事業となるよう努めてまいります。過大な財政支出やそれによって他に実施すべき事業を先送りすることのないよう、将来、町や支援を受けた子どもたちの負担とならない事業の推進に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。</p> <p>2点目の「「子育て支援」の核は保護者への経済的支援か、子どもの育成支援なのか」についてお答えします。保護者が安心して子どもを産み育てられ、健やかに育つ環境を整備することは社会全体の責任ではありますが、近年における社会情勢の変化により、子育てを取り巻く不安は増大しています。</p> <p>また、進学率や生活水準の上昇、非正規労働者の増加や実質賃金の低下もあり、子育てや教育に経済的負担が大きくなっています。そのため児童手当や医療費の助成制度などの経済的支援の拡充は、保護者からの要望のもとに充実が求められています。</p> <p>経済的支援については、税制のあり方も含めて社会保障制度全体を視野に入れて行うべきものであり、基本的には国で対応すべき課題であると考えておりますが、本町においても、可能な範囲で拡充を図っているところでもあります。</p> <p>子どもの育成支援については、子どもの健診や保護者に対する相談体制の充実、仕事と子育てへの両立支援として保育サービスの充実、放課後児童の健全育成を図る学童保育事業、小中学校における学力向上への取組、支援を必要とする子どもへの対応、児童虐待防止対策等を、保護者や地域、学校等関係機関と連携を強化し取り組んできているところです。</p> <p>従って、町としては、子育ての経済的支援と子どもの健やかな成長のための育成支援をバランスよく実施していくことが重要であり、今後も引き続き実施していきたいと考えます。</p> <p>また、町のホームページを活用した子育て支援等に関する情報発信など、子育て支援の充実に努力してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。</p>		

【問】 4 (1) 「戦争法案」への町長見解と意思表明を	7番 尾尻 孝和
<p>安倍内閣は5月15日、「戦争法案」を国会に提出しました。安倍晋三首相は「平和安全法制」といいますが、名実ともに「戦争法案」そのものであり、町民の人生を大きく左右するものです。私はこの法案の成立に強く反対します。</p> <p>この法案は、戦後70年、「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄」(憲法)してきた日本の国のあり方を180度転換しようとするものです。</p> <p>この法案が施行されると、自衛隊が世界のどこでも「戦闘地域」まで行って米軍の兵站活動を行い、任務遂行のための武器使用を認め、さらに、集団的自衛権を行使して米軍の戦争に参加する危険があります。</p> <p>自衛隊員が米軍の戦争に巻き込まれ、殺し、殺されることとなります。</p> <p>河野洋平氏は、5月17日、ロイターのインタビューに答えて「(安倍首相の)武力を持ってでも平和をつくるという前のめりの考え方に非常に不安を持っている」など、自民党内からも危惧の声があがっています。</p> <p>いま、この問題での国民的論議がひろく求められます。この法案に対する町長の見解と態度表明を求めます。</p>	
【町長答】	
<p>最初に申し上げさせていただきます。私は、日本国憲法が掲げる平和主義の基本原則は、我が国の今日の平和と繁栄がもたらされる上で極めて大きな役割を果たしてきたと認識しております。二度と戦争の惨禍を繰り返してはならない。日本は、再び戦争をしない、恒久平和の国であり続けなければならないと考えています。</p> <p>私は、安全保障関連法の制定に当たっては、日本や世界をめぐる安全保障環境の現実を正しく国民に示し、その環境に置かれている日本が、恒久平和の国であり続け、世界の平和の一翼を担うために必要となる法律の整備を行っていくべきであると認識しております。</p> <p>そのためには、現在、衆議院において、平和安全法制の審議が行われておりますが、国権の最高機関である国会において、責任ある丁寧な議論を尽くし、合意形成を図ることが必要であると考えていますので、ご理解いただきたいと存じます。</p> <p>なお、ご質問に対するお答えではありませんので大変恐縮ですが、議員も十分ご承知されていると存じますが、中井町議会基本条例の前文にもあるように、議会と私は、互いの権能を活かし、町政に町民の意見を的確に反映し、町民が望む暮らしを実現する使命を負っています。とりわけ一般質問は、大所高所から中井町の行財政全般にわたっての建設的な政策論議を行う場としていこうではありませんか。そして、ともに町民の未来を拓いて行こうではありませんか。</p>	

【問】 4 (2) 小児医療費助成制度の拡充を	7番 尾尻 孝和
<p>子どもの人数の減少傾向が続いています。「子どもがほしいと思っても、生活費や教育費のことを考えると、躊躇してしまう」若いお父さんやお母さんがたくさんいます。貧困と格差の広がり、働く人の実質賃金の長期にわたる減少、労働法制の相次ぐ改悪で非正規で働く人の増大など、子育て世代の暮らしはますます厳しいものになっています。</p> <p>このような社会背景のなかで、子どもたちの命と健康をまもり、子育て世帯を応援するためには、国の制度が今こそ必要です。町が国による小児医療費無料化制度実施を求め、神奈川県での制度の拡充を求めるよう要求します。</p> <p>日本共産党は、就学前の子どもの医療費を所得制限なしで無料化する国の制度の確立を提唱し、国会で法案も提出してきました。その共通の制度のうえに、自治体独自の助成制度をさらに前進させていくことを提唱しています。</p>	
【町長答】	
<p>小児医療費助成制度につきましては、『小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な支援を図り、もって小児の健康の増進に資する』ことを目的に、子育て支援策として本町における全ての子育て世帯に対する経済的負担の軽減を図る観点から、所得制限を設けず、これまで段階的に拡充を図ってきたところであります。近年の見直しでは、平成18年度に通院に係る助成を小学校修了時、入院に係る助成を中学校修了時まで、また、平成22年10月からは通院に係る助成を、中学校修了時までに対象年齢の拡大を図ってまいりました。</p> <p>一方、神奈川県における小児医療費助成制度の対象範囲は、通院については小学校就学前まで、所得制限や一部負担金を設けていますので、県の対象範囲を超える部分については、町の単独財源で事業実施をしているところであります。</p> <p>このことから、今後における対象年齢の拡大につきましては、本町では県の助成制度より大幅に対象年齢を引き上げていること、県下市町村の中でも手厚い助成をしていることから、現時点では年齢の引き上げは考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。</p> <p>なお、町としても県に、以前から県民が平等に、かつ安心して医療を受けることができるよう、助成制度を拡充する要望を行うとともに、国において補助制度を確立するよう働きかけています。</p> <p>また、県としては、子育て世帯など、家族の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するよう、国に働きかけをしておりますので、ご理解いただきたいと存じます。</p>	

【問】 4 (3) 有害鳥獣への対策強化を	7番 尾尻 孝和
<p>かつては中井町にいなかったイノシシやシカが多数出没し、畑の作物を荒らすなど被害が広がっています。「収穫直前に荒らされてしまった」ことで、果樹や野菜の耕作をあきらめ、放棄地となってしまった果樹園や畑も少なくありません。</p> <p>「中村小学校の裏山にイノシシの足跡が見つかった」「テルモの近くで被害があり、ワナをかけてもらった」など、イノシシの出没は曾我丘陵のみならず、いまや町内全域の山林・畑に広がろうとしています。</p> <p>直接的対策として電気柵が有効ですが、根本的には駆除を進める必要があります。この間、被害防止や駆除活動への中井町からの助成・補助がおこなわれるようになり、被害防止や駆除活動の一定の支えとなっています。</p> <p>しかし、年ごとの駆除頭数は増え続けています。そこで、次の3点について伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、駆除活動をさらに広げるためには、この取組みへの参加者を増やし、地域を広げる考えは。 2、参加者を増やすためにも、活動に見合った助成をおこなう考えは。 3、町として国や県へ有害鳥獣対策強化を求めるとともに、現在ある制度の研究と活用に取組む考えは。 	
【町長答】	
<p>近年、本町においては、ハクビシンなどの小動物だけでなくシカ、イノシシなどの野生鳥獣による農作物被害が全域にわたり深刻化しており、収穫を向かえた農作物の被害は生産者の営農意欲の低下から地域の農業の持続ができなくなり、耕作を放棄される農地も見受けられるようになってきていることは認識しているところであります。</p> <p>1点目の「駆除活動を広げるために、取組みへの参加者を増やし地域を広げる考えは」についてお答えします。</p> <p>本町では現在9名が中井町猟友会に加入され、鳥獣被害対策を講じていただいているところでありますが、農作物被害が後を絶たないことから、地域で被害防除に取り組みようと一地域の農家5名で構成する団体がわな資格を取得され、農作業の合間をみて有害鳥獣の捕獲駆除に携わっていただいていることについては、農作物被害対策だけでなくその活動は町の農業振興にも大きく寄与していると感謝しているところであります。</p> <p>町としましても重要な活動であることを鑑み、わな資格に係る費用の補助など獣被害対策費を予算化しているところであり、地域の取組みなどを被害の発生している地域へ広げていくことは重要で効果的な施策であると考えますので、今後、広報紙やJA支部長会議などで紹介し、活動を広げていきたいと考えますので、ご理解賜りたいと存じます。</p> <p>2点目の「活動に見合った助成を行う考えは」のご質問にお答えします。</p> <p>現在町では、地域の農業者の有害鳥獣駆除に係る助成としては、わなを設置した場合にその見回りに要する費用の助成や捕獲報奨金の支払いのほか、消耗品となるわなの一部を貸出して駆除活動に取り組みんでいただいておりますが、危険が伴う場所への設置もあることから、今年度は見回りに係る負担を軽減させるべく、電波受信機を購入し貸し出すことを予算化しているところであります。</p> <p>有害鳥獣対策は、町の農業を持続していくためにも重要なことであることと認識しておりますので、引き続き駆除に対する助成は従事されている方の意見や要望を踏まえ、検討してまいります。</p> <p>3点目の「国や県へ有害鳥獣対策強化を求めるとともに現在の制度の研究と活用に取組む考えは」のご質問にお答えいたします。</p> <p>農作物への有害鳥獣による被害は全国的に深刻な問題であることから、国は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律を制定され、町も鳥獣被害対策防止計画を策定し、昨年、中井町鳥獣被害対策実施隊を組織し駆除に取り組んでいるところでありますが、有害鳥獣対策は、町単独ではなく広域的な取組みが重要であることから、足柄上1市5町では足柄上広域防止計画を策定し、相互協力ができる体制づくりを協議しているところであります。</p> <p>町といたしましても、有害鳥獣対策には農業委員会やJA等関係機関と協議をし、引き続き、補助制度の創設など国や県等に対し要望をしていく所存でありますので、ご理解賜りたいと存じます。</p>	

【問】5(1) 竹パウダーで竹害解消の一助に

8番 戸村 裕司

回を重ねる毎に、あかりの祭典とともに中井町を内外にアピールしている厳島湿生公園の竹灯籠の夕べを待つまでもなく、竹に関連して、町内では竹林再生事業や里山再生に向けいくつかの団体が活動している。しかしながら、竹害は荒廃地や鳥獣被害につながることから、さらなる対策が必要だ。

すでに町では剪定枝の回収を行いチップ化しているが、竹も専用の粉砕機を使い、パウダー状の粉にすることで、そのものが飼料になり、牛や豚が好んで食べる。竹の中に含まれる乳酸菌が発酵すれば、生ごみを分解し、上質の堆肥になる。パウダー状にすることで、消臭効果などに着目した新製品も生まれている。

そうした利点を活用し、粉砕機を導入し、既存の事業や活動と連携して、竹害対策に取り組むべきである。以上から質問します。

- 1、竹をテーマにした活動やイベントの連携強化の考えは。
- 2、竹パウダー粉砕機を導入し、飼料や生ごみ解消に活用する考えは。
- 3、剪定枝チップは部分的に放射性物質が検出されているが、区別して活用するのか。また、今後の測定方針は。

【町長答】

本町の山林面積は、平成23年度の神奈川地域森林計画では647ヘクタールで、うち竹林面積は14ヘクタールとなっておりますが、近年は雑木林に繁茂するなど増加傾向にあります。現在では高齢化や薪や炭、竹を利用した簗などの森林副産物の利用の減少から管理されない山林が多く見受けられ、そうした山林は、有害鳥獣となる野生動物の住みやすい環境を生み出しております。

1点目の「竹をテーマにした活動やイベントの連携強化の考えは」のご質問にお答えします。

本町では、荒廃した竹林を整備し地域活性化を図る目的から都市住民のボランティアを中心に半分形地域の約5ヘクタールの竹林再生に取り組んでおりますが、参加者が継続した取組みができるよう、農業振興に結び付けた収穫体験事業などを企画協力して町の紹介に努めているほか、県の教育機関の教材確保に併せた竹林整備等も実施しております。また、竹を活用した観光イベントの厳島湿生公園 竹灯籠の夕べには、その団体のほか町内の住民で組織した竹林を整備する団体も運営に携わるなどの他、引き続き多面的に相互協力を継続していきたいと考えております。

2点目の「竹パウダー粉砕機を導入し、飼料や生ごみ解消に活用する考えは」のご質問にお答えします。

竹パウダーは、保温性、抗菌性などに優れていることや、微生物を繁殖させることで通気性・保水性・排水性を高めるなどの効力があるといわれ、土壌改良材や家畜の敷材、ごみの消臭剤などにも多様に使用できると期待がされていることから、生ごみ処理については、町民にその利用を紹介したところであります。

なお、家畜の飼料への活用については保存方法や乳質の問題等もあり、確立できていないものと県等関係機関に確認しておりますが、飼料として推奨できると認められた場合には、その利用方法等など畜産農家へ紹介してまいりたいと考えます。

また、竹パウダーの製造機械の導入については、現在町で生ごみ資源化・減量化に向けた取り組みとしてチップ化を図っておりますが、庭木の剪定枝がほとんどで、竹の搬入量も多くないことから、現状での購入は考えておりませんが、今後、竹パウダーの有効性等を鑑み検討してまいりたいと存じます。

3点目の「剪定枝チップを活用していくための放射性物質の測定方針は」のご質問にお答えします。

現在町では生ごみ資源化・減量化に向けたチップの製造、譲渡を行っておりますが、昨年度から一定の数量が搬入された時点で国及び県の「放射性物質を含む腐葉土・剪定枝堆肥の指導マニュアル及び指導要綱」に基づき放射能検査を実施し、安全であると確認したうえで農家等に譲渡をしているところであります。

今後も国や県の動向を踏まえ、譲渡にあたっては放射能検査を継続的に実施するなど細心の注意を払ってまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

【問】5(2) 安全を犠牲にしない比奈窪バイパス開通を

8番 戸村 裕司

秋口に悲願ともいえる比奈窪バイパスの開通を控え、開通後の交通形態や町道に移管される県道について関心が高まっている。交通規制については、住民の要望を受けて、変更された点もあるが、開通に伴い、安全や利便性が犠牲になってはならない。バイパスを横断するポイントや、信号機撤去後の富士見橋交差点などへの不安は、歩行者に限られない。さらに陥没や数10センチしかない歩道などの課題を抱えている県道の移管は、グリーンベルトが計画されているが、整備できる限られた機会であり、さらなる整備を強く望む町民の声も多い。以上から質問します。

- 1、比奈窪地区のバイパス横断を伴う小中学生の通学路の見直しは。
- 2、富士見橋交差点の横断を伴う通学路の安全対策は。
- 3、町道に移管される県道のガードレールの再整備をもとめる考えは。また陥没の原因究明は。移管後の保障などはどのように取り決めするか。

【町長答】

町民の皆様や、道路利用者からの早期開通のお声を頂いておりました比奈窪バイパスは、関係者皆様のご尽力によりこの秋から供用開始となります。

町では、比奈窪バイパスの開通に伴い、通学児童をはじめとした歩行者の安全に配慮した交通形態とすべく、地元との意見交換会や事業説明会での意見、教育委員会や事業主体の神奈川県並びに警察署と協議結果を踏まえ、通学路となる横断歩道用の信号機の設置などについて協議をしてきたところで、開通に向けこれらも踏まえ安全施設等を含めた付帯工事が行われております。

なお、バイパスの開通にあたっては町道部分の大型車進入規制や、旧道となる県道の朝の車両通行規制などを実施し、富士見橋から町道岩倉幹線までの区間は、大型車規制に付随して車道幅を見直し、できる範囲での歩行空間の明示など、現状よりも歩行者の安全に配慮した道路となるよう県と協議を進めております。

まず、1点目の「比奈窪地区のバイパス横断を伴う小中学生の通学路の見直しは。」のご質問ですが、ご承知のとおり中村下地区から中井中学校に通学する生徒と、比奈窪地区から中村小学校に通学する児童は、比奈窪バイパスを横断することとなります。

これらを踏まえ、県公安委員会や県土木事務所とも協議を行い、比奈窪バイパスに横断歩道は設置されることになりましたが、併せて要望した歩行者用の信号においては、開通後の状況を判断した上で検討したいと公安委員会からの回答をいただいております。

いずれにしても、通学時の児童生徒の安全を第一に考え取り組むことが重要であり、学校と教育委員会がさらに連携を密にし、交通安全教育の徹底、保護活動の推進などにもしっかりと取り組んでいきたいと存じます。また、必要であれば通学路の見直しも検討すべき課題でもあり、信号機の設置についても関係機関に働きかけを行いながら交通安全対策の推進に努めてまいります。

次に、2点目の「富士見橋交差点の横断を伴う通学路の安全対策は。」についてのご質問ですが、現在は中村上地区の児童生徒が富士見橋交差点を通学路としております。

比奈窪バイパスの開通に伴って、新たなT字路交差点に信号機が移設されますので、児童生徒の通学時の安全確保を図るために、富士見橋交差点からは大型車両の進入禁止、富士見橋から町道岩倉幹線までの区間は時間帯による車両規制などの交通規制を実施され、併せて富士見橋交差点の一部改良も行うとの報告を受けております。

1点目でもお答えしましたが小中学校と連携し、児童生徒の交通安全の確保のため児童生徒への交通安全教育の徹底、登下校の安全確保、保護者や安全パトロール員の協力を得た見守り等を行っていきたく存じます。

更に、継続的に通学路の安全を確保するため、学校やPTA、管内を所管する関係機関・団体と連携し、合同点検を実施するなど交通安全対策を推進してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目のご質問にお答えします。移管となる旧県道の一部において、民地側に設置されているガードレールについてはガードレールを撤去し、グリーンベルトによる歩行帯を整備することとなっております。また、富士見橋の下流地で平成22年3月に、路面陥没による補修が行われましたが、その原因は大雨等による中村川の増水により護岸の石積み下部が洗掘されたことによる土砂流出によるもので、路面補修に合わせ護岸の補強工事が講じられており、移管後に同様の事故が起きないように、県土木へは護岸の状況確認と問題等が発見された場合には、必要な対策を講じるよう求めています。